

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2006年11月号

「秋の夕陽に照る山もみじ～」という童謡がありましたね。

今年の紅葉は、夏の暑さ、秋の高気温であまり期待できないとか...

今回は、医療保険である健康保険法の改正のお話がメインです。

1 1月号目次

☆健康保険がちょっと変わります！

☆年金と税金！

☆ 健康保険がちょっと変わります！

健康保険は、会社で働く人のための保険です。

でも、70歳以上で会社で働いておいでの方の場合、原則自己負担は1割、そして給与が高い方は2割負担でしたが、この10月から70歳以上でも現役並みの収入をお持ちの方は、現役並みの3割負担となりました。

70歳以上の場合、見た目元気で働いておいででも、なにかしら健康に不安をお持ちの方は多いと思いますので、これは厳しい改正です。

また、来年平成19年4月からは、健康保険の現金給付である傷病手当金の金額がアップします。そして、健康保険料徴収の基礎となる標準報酬月額の上限と下限も変わります。

上限 現行98万円→121万円

下限 現行9万8千円→5万8千円

となります。

これは、景気のいい会社はとことん景気が良くて高収入という格差社会の表れでもあると思います。そして、取れるところからは取る！という政府の意思を感じます。

でも、下限が引き下げられたことは、パートタイムで働く方などにも健康保険や厚生年金への道が開けると考えると、この改正はこの点に関しては1歩前進かもしれません。

また、会社を辞めた後も健保に継続加入可能な任意継続被保険者の制度で、これまでは要件があれば、会社退職後も傷病手当金を受給できたのですが、来年4月からは受給でき
(裏面に続く)

なくなります。これは、要注意ですよ！

健保改正に興味をお持ちの方は、こちらにアクセスを↓

<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1004.html>

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 年金と税金

毎年10月下旬になると、老齢の年金を受けている方達に社会保険業務センターから翌年分の「扶養親族等申告書」が送付されてきます。また、初めて年金の裁定請求書を提出する人には請求書の中に同書があります。

現在の制度では、所得税の対象になるのは老齢の年金のみで、この申告書を提出することにより、諸控除が受けられることになります。この申告書を提出しなければ、諸控除を受けることが出来ないのです、必ず提出しましょう。

税金の対象となる年金額は、65歳未満の場合は108万円以上、65歳以上は158万円以上となります。65歳未満がどうかの判定は、年金をうける方のその年の12月31日における年齢で判定されます。また、扶養親族の年齢も同様です。

老齢基礎年金のみの方、老齢基礎年金のみ裁定請求の場合は提出の必要はありません。

年金の源泉徴収額は年金支給額から各種の控除額(本人、扶養親族分)を引いた額の5%(源泉徴収率)となります。

この、計算法に今年は2つの変更がありました。1つは年金の定率控除額(10%)の廃止。1つは源泉徴収率の引き下げ(10%⇒5%)。でも、ご注意!! 6月頃に市区町村から通知のある住民税額は増えますが、総額に変わりはありません。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分(日曜・祝日定休日)

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

